

議案第4号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号。以下「整備法」といいます。）の施行に伴い、港区立認定こども園条例ほか10条例の規定を整備するため、これらの条例の一部を改正します。

1 改正理由

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の施行により、令和5年4月1日に、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることとなりました。また、こども家庭庁の設置に伴う整備法の施行（令和5年4月1日）により、児童福祉法その他の関係法律について、所要の規定の整備がされます。

整備法の施行に伴い、区の条例のうち、規定の整備が必要となる11条例について、一括して条例改正を行います。

2 改正する条例

1	港区立認定こども園条例
2	港区立児童発達支援センター条例
3	港区立障害保健福祉センター条例
4	港区立精神障害者支援センター条例
5	港区立障害者支援ホーム条例
6	港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例 ※令和4年第4回定例会で議決を受けて公布した一部改正条例（令和4年港区条例第64号）の未施行の部分の改正
7	港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例
8	港区保育の実施に関する条例
9	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
10	港区子ども・子育て会議条例
11	港区立幼稚園の保育料に関する条例

3 改正の概要

(1) 各条例で引用している児童福祉法等の用語を変更します。

例) 厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

厚生労働省令 → 内閣府令

(2) 各条例で引用している子ども・子育て支援法及び学校教育法の条項番号を変更します。

4 施行期日

令和5年4月1日

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 目次

○	港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）（第一条関係）	1
○	港区立児童発達支援センター条例（平成三十年港区条例第三十一号）（第二条関係）	4
○	港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）（第三条関係）	6
○	港区立精神障害者支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）（第四条関係）	9
○	港区立障害者支援ホーム条例（平成三十年港区条例第三十三号）（第五条関係）	11
○	港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十四号）（第六条関係）	13
○	港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例（平成二十六年港区条例第三十号）（第七条関係）	15
○	港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）（第八条関係）	16
○	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）（第九条関係）	18
○	港区子ども・子育て会議条例（平成二十五年港区条例第三十九号）（第十条関係）	33
○	港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）（第十一条関係）	34

港区立認定こども園条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（入園できる者）</p> <p>第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす子どもとする。</p> <p>一 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、同法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務していること。</p> <p>二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保護者が港区内に居住していること。</p> <p>（基本保育の実施）</p> <p>第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育て支援法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに</p>	<p>（前略）</p> <p>（入園できる者）</p> <p>第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす子どもとする。</p> <p>一 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務していること。</p> <p>二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保護者が港区内に居住していること。</p> <p>（基本保育の実施）</p> <p>第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子</p>

該当する子どもに対し、基本保育を実施する。

2・3 (略)

4 区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、当該子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費(以下「基本保育に係る給食費」という。)を徴収する。

5 (略)

(中略)

(幼児教育の実施)

第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる子どもに対し、幼児教育を実施する。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

二 子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

どもに該当する子どもに対し、基本保育を実施する。

2・3 (略)

4 区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、当該子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費(以下「基本保育に係る給食費」という。)を徴収する。

5 (略)

(中略)

(幼児教育の実施)

第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる子どもに対し、幼児教育を実施する。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

二 子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

2
～
6 (略)

(後略)

付
則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2
～
6 (略)

(後略)

港区立児童発達支援センター条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用の額</p> <p>二 障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額</p> <p>二 障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当</p>

該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

三 計画相談支援 障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

三 計画相談支援 障害者総合支援法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

2 (略)

(後略)

港区立障害保健福祉センター条例新旧対照表(第三条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十条 第八条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>二 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>三 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十条 第八条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>二 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)</p> <p>三 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業</p>

に要した費用の額)

四 生活介護、短期入所、自立訓練及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額

五 放課後等デイサービス 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

ロ 児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用の額

2
(略)

に要した費用の額)

四 生活介護、短期入所、自立訓練及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

五 放課後等デイサービス 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額

イ 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)

ロ 児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

2
(略)

(後略)

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(後略)

港区立精神障害者支援センター条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額</p>	<p>（前略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額</p>

<p>二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>四 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>四 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>
--	---

港区立障害者支援ホーム条例新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 前条の規定により契約を締結し、支援ホームの事業を利用する者は、第十二条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を支援ホームの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 施設入所支援、生活介護及び短期入所 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額</p>	<p>（前略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 前条の規定により契約を締結し、支援ホームの事業を利用する者は、第十二条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を支援ホームの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 施設入所支援、生活介護及び短期入所 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額</p>

<p>二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	--

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十四号）新旧対照表

（第六条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>第九条から第十二条までを次のように改める。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（次条において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）</p> <p>二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創</p>	<p>（前略）</p> <p>第九条から第十二条までを次のように改める。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（次条において「指定管理者」という。）に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として支払わなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）</p> <p>二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創</p>

作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用の額

(利用料金の減免等)

第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金(前条第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。

第十一条及び第十二条 削除

(後略)

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

(利用料金の減免等)

第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金(前条第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。

第十一条及び第十二条 削除

(後略)

港区子どもための教育・保育給付認定等に関する条例新旧対照表（第七条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（教育・保育給付認定）</p> <p>第三条 区長は、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども の区分に応じ、法第二十条第一項の規定による認定を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に該当する旨の認定は、小学校就学前子ども の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認められる ときに行うものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（教育・保育給付認定）</p> <p>第三条 区長は、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども の区分に応じ、法第二十条第一項の規定による認定を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に該当する旨の認定は、小学校就学前 子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認め られるときに行うものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>（後略）</p>

港区保育の実施に関する条例新旧対照表（第八条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（保育の実施基準）</p> <p>第二条 保育の実施は、児童の保護者が、当該保護者の児童について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた場合に行うものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（給食費の徴収）</p> <p>第三条の二 区長は、区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行ったときは、当該児童（子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）の扶養義務者から、食事の提供に要する費用（以下「給食費」</p>	<p>（前略）</p> <p>（保育の実施基準）</p> <p>第二条 保育の実施は、児童の保護者が、当該保護者の児童について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた場合に行うものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（給食費の徴収）</p> <p>第三条の二 区長は、区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行ったときは、当該児童（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）の扶養義務者から、食事の提供に要する費用（以下「給</p>

という。()の額を徴収する。

(後略)

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

食費」という。()の額を徴収する。

(後略)

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第九条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（利用定員）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第三号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、<u>満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども</u>に区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第二号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第三号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>（前略）</p> <p>（利用定員）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第一項第三号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、<u>満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども</u>に区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条第一項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一項第一号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第一項第二号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第三号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認めら

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一号第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設と同項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと

れる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

2 特定教育・保育施設は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもが該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(中略)

(利用者負担額等の受領)

認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

2 特定教育・保育施設は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもが該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(中略)

(利用者負担額等の受領)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一・二 (略)

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千一百円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一・二 (略)

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千一百円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下口において同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ (略)

四・五 (略)

5・6 (略)

(中略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応

のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下口において同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ (略)

四・五 (略)

5・6 (略)

(中略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども
の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わな
ければならない。

一・二 (略)

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める
幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 (略)

2 (略)

(中略)

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重
要事項について、規程を定めなければならない。

一〜三 (略)

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一号に掲げる小
学校就学前子どもに係る利用定員を定めている施設にあつ
ては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに
提供を行わない日

五〜十一 (略)

じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども
の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わな
ければならない。

一・二 (略)

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園
の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 (略)

2 (略)

(中略)

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重
要事項について、規程を定めなければならない。

一〜三 (略)

四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲
げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めている施設
にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間
並びに提供を行わない日

五〜十一 (略)

(中略)

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場

(中略)

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場

合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該

合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及

特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子ども）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(中略)

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子ども）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども数に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(中略)

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子ども数に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(中略)

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第一号又は第

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第

三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学

一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げ

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一号第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項

に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣
が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる
費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保
育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満
三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳
以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又は
ロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総
理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲
げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域
型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及
び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満
三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ
又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）

港区子ども・子育て会議条例新旧対照表（第十条関係）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、港区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、港区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>（後略）</p>

港区立幼稚園の保育料に関する条例新旧対照表（第十一条関係）

改正案	現行
<p>（入園できる者）</p> <p>第一条 港区立幼稚園に入園できる者は、次に掲げる要件を満たす幼児とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>（入園できる者）</p> <p>第一条 港区立幼稚園に入園できる者は、次に掲げる要件を満たす幼児とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。</p> <p>（後略）</p>

条例中の用語の変更及び引用している関係法令の条項番号の変更

	改正する条例	条例中の用語の変更及び引用している関係法令の条項番号の変更
1	港区立認定こども園条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
2	港区立児童発達支援センター条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」 「厚生労働省令」→「内閣府令」
3	港区立障害保健福祉センター条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」 「厚生労働省令」→「主務省令」又は「内閣府令」
4	港区立精神障害者支援センター条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」 「厚生労働省令」→「主務省令」
5	港区立障害者支援ホーム条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」 「厚生労働省令」→「主務省令」
6	港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」 「厚生労働省令」→「主務省令」
7	港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項各号」→「第19条各号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
8	港区保育の実施に関する条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
9	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項各号」→「第19条各号」 「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条第1項」
10	港区子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援法 「第77条第1項」→「第72条第1項」
11	港区立幼稚園の保育料に関する条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」